

一部繰上償還について

未償還元金又は猶予した償還金の一部を繰上げて償還する方法です。

一部繰上償還を希望する借受人は、「一部繰上償還申出書」【支部様式第1号】を、繰上償還しようとする月の前月25日まで（12月に繰上償還する場合は11月8日まで）に提出してください。

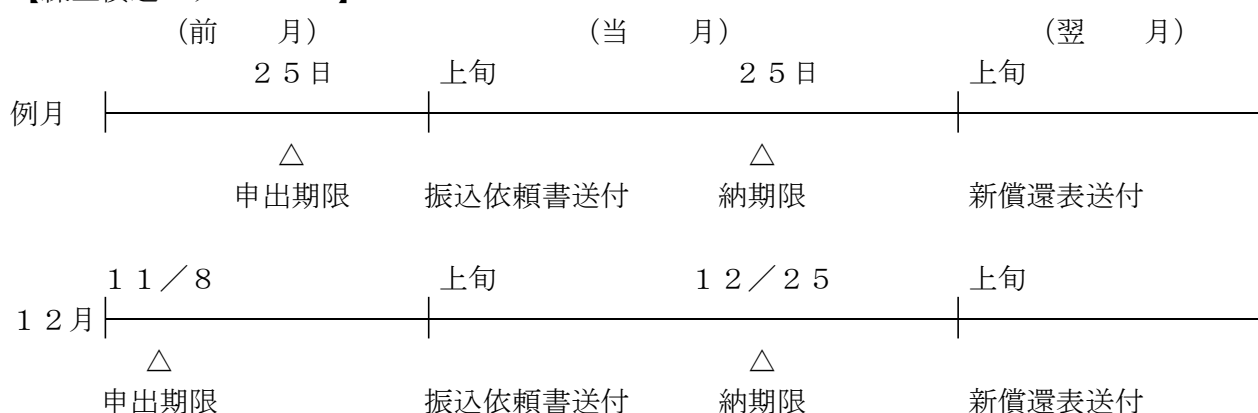
なお、貸付システムの処理上、11月の繰上償還はできません。（12月ボーナス償還処理を11月中に行うため。）

申し出により「振込依頼書」を送付しますので、期限までに納付してください。

納期限を過ぎてからの入金や入金額が振込依頼書の額より少ない場合は、繰上償還扱いにはなりません。

また、振込手数料は振込人の負担となります。

【繰上償還スケジュール】



(1) 「毎月償還」の場合

①繰上償還月の定期償還後の未償還元金が繰上償還の対象となるので、一部繰上償還する月の給与からは通常どおり定期償還分が控除されます。

②一部繰上償還ができる金額は10万円以上です。（1円単位）

育児休業等による償還猶予金の残額がある場合は、その額を加えて償還することになります。

③一部繰上償還後の償還回数は、繰上償還月における定期償還後の残回数の範囲内で希望する回数となります。

【例】償還回数を当初120回で設定し、40回目で一部繰上償還した場合

新たに、80回（120回－40回）の範囲内で償還回数を決めることとなります。

④一部繰上償還後の1回当たりの償還額

繰上償還後の未償還元金を新たな貸付金額とみなし、前記③により決めた回数に応じた賦金率を乗じて得た償還額となり、繰上償還の翌月から新たな定期償還が始まることとなります。

(2) 「ボーナス併用償還」の場合

①一部繰上償還ができる金額は毎月償還分と合わせて20万円以上（1円単位）であり、その金額の1/2以上をボーナス償還額に充てることとなります。

育児休業等による償還猶予金の残額がある場合は、その額を加えて償還することとなります。

②ボーナス償還分に係る繰上償還額については、前回ボーナス償還時から繰上償還時までの月数に応じた経過利息を控除した後の額が、元金返済に充てられます。

$$\begin{array}{l} \text{前回ボーナス償還} \\ \text{後の未償還元金} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{月利 } 0.0011 \\ \text{(年利 } 1.32 \% \div 12) \end{array} \times \text{経過月数} = \text{経過利息 (円未満切捨て)}$$

【例】ボーナス償還として7月に20万円を一部繰上償還する場合
6月（前回）ボーナス償還後の未償還元金が3,456,789円とした場合



繰上による元金返済額 = $200,000 \text{ 円} - (3,456,789 \text{ 円} \times 0.0011 \times 1 \text{ カ月}) = 196,197 \text{ 円}$

繰上後の未償還元金 = $3,456,789 \text{ 円} - 196,197 \text{ 円} = 3,260,592 \text{ 円}$

③一部繰上償還後の償還回数は、繰上償還時における償還残回数の範囲内で希望する回数となります。

ただし、一部繰上償還後の毎月償還の範囲内です。

④一部繰上償還後の1回当たりの償還額

繰上償還後の未償還元金を新たな貸付金額とみなし、前記③により決めた回数に応じた賦金率を乗じて得た償還額となり、繰上償還後のボーナスから新たな定期償還が始まることになります。

（3）猶予した償還金のみ一部繰上償還する場合

①一部繰上償還できる金額は10万円以上、1円単位で、猶予された償還金の1回当たりの償還額の整数倍となります。

②一部繰上償還額の償還回数は、繰上償還する直前の未償還回数から、①の整数倍の数字を引いた回数となります。